

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官）

制 度 名	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長		
税 目	所得税・法人税		
要 望 の 内 容	<p>【制度の概要】 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 25 条の 2 に規定する浸水被害対策区域において、民間事業者が建築し、又は設置する雨水貯留利用施設に係る所得税・法人税の割増償却制度（5 年間 1 割増償却）</p>		
	<p>【要望の内容】 適用期限を 2 年間延長し、平成 33 年 3 月 31 日までとする。</p>		
	<p>【関係条文】 租税特別措置法 第 14 条第 1 項、第 2 項第 2 号 第 47 条の 2 第 1 項、第 3 項第 2 号 第 68 条の 35 第 1 項、第 3 項第 2 号 租税特別措置法施行令 第 7 条第 4 項 第 29 条の 5 第 3 項</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	-	-

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 本制度の政策目的は、雨水貯留利用施設の整備促進による浸水被害の軽減である。</p> <p>(2) 施策の必要性 近年、台風や前線による災害のほか、とりわけ都市部ではいわゆる「ゲリラ豪雨」による浸水被害が多発するようになってきている。ゲリラ豪雨は、局地的・短時間・高強度（降雨強度 100mm/h 以上も多い）に雨が降ることが特徴であり、総雨量は小さくてもピーク雨量は非常に大きく、発生場所等の予測が困難で被害軽減のための事前の対応が取りにくいいため、これまでも地下空間の利用者や水路工事従事者に被害が出ているところである。</p> <p>こうしたゲリラ豪雨被害に対して下水道は、雨水を迅速に流下させることのできる施設として効果的であり、各自治体においても下水道の整備を進めている。しかし、地下空間の利用が進んでいる地域において、下水道の追加的整備のための地下空間を確保することが困難である等、下水道の整備のみで浸水被害対策を行うことには限界がある。したがって、このようなゲリラ豪雨による浸水被害の発生を減少させるには、民間による雨水貯留利用施設の整備を促進し、分散型の流出抑制対策を推進する必要がある。</p> <p>地方公共団体では、下水道の整備と併せて、学校の校庭や公園等を活用して雨水貯留利用施設の設置等を進めているところもあるが、利用できる敷地は限られていることから、公共による対策のみでは不十分であり、民間の協力が必要不可欠である。</p> <p>このような課題に対応するため、平成 27 年 5 月に下水道法を改正し、浸水被害対策区域制度を創設した。浸水被害対策区域は、都市機能が集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがあるにもかかわらず、土地利用の状況により、下水道の整備のみでは浸水被害の防止が困難な地域において、公共下水道管理者が条例で指定するものであり、当該区域内では、条例による各戸貯留の義務づけ等が可能となる。</p> <p>本税制特例措置は、浸水被害対策区域における雨水貯留利用施設の設置について税によるインセンティブを民間に付与し、その整備促進を図ることにより、各戸貯留の義務付け等の施策と一体として浸水被害防止の一層の促進を図るものである。</p> <p>また、本税制により整備促進が図られる雨水貯留利用施設は、雨水の利用にも資するものであるが、雨水の利用を推進することは、下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与するものであり、ひいては、浸水被害の解消につながるものである。（平成 27 年 5 月には、議員立法により「雨水の利用の推進に関する法律」（平成 26 年法律第 17 号）が施行された。）</p>
<p>今回の要望に関</p>	<p>第 4 次社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日閣議決定） 第 2 章 社会資本整備の目指す姿と計画期間における重点目標、事業の概要 第 2 節 重点目標と政策パッケージ 2. 重点目標 2：災害特性や地域の脆弱性に応じて災害等のリスクを低減する 政策パッケージ 2-2：激甚化する気象災害に対するリスクの低減 重点施策（水害対策） ・人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における水害対策の推進 ・近年、頻発する局地的な大雨等（いわゆるゲリラ豪雨）に対応するため、下水道による浸水対策を推進するとともに、施設の能力を上回る降雨に対しては、官民連携してハード対策、ソフト対策等を組み合わせた効率的かつ効果的な浸水対策を推進</p> <p>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する</p>

	政策の達成目標	<p>平成27年9月に「第4次社会資本整備重点計画」が閣議決定されており、社会資本整備事業の実施に関する達成目標について、その進捗を示す指標を新たに設定したところである。近年の雨の降り方の変化に伴い、浸水被害のリスクは一層高まっているため、以下の指標を達成目標とすることとする。</p> <p>「過去10年に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数」 (H26年度：約6.5万戸→H32年度：約4.4万戸)</p>
	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（平成31年4月1日～平成33年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。
	政策目標の達成状況	<p>「過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数」 H28年度末：約5.7万戸（平成28年度政策チェックアップ評価書（平成29年8月31日））</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	適用見込み（括弧内は減収額） H31年度：0件（0万円） H32年度：1件（2.4万円）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>上記政策目標の達成状況は、ハード・ソフト、公共・民間による包括的な対策により達成されるものであり、本税制の効果は、それら達成状況の一部に包含されて発現する。</p> <p>都市部でのゲリラ豪雨の頻発による浸水被害を着実に軽減していくためには、既成市街地における対策、官民が連携した対策をさらに促進していくことが必要であり、このためには、本税制は有効な手段である。なお、本税制は、割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、効率的に効果を発現する手段となる。以上を踏まえると、本税制は効果と減収額を比較して十分に減収額を是認する効果があり、また今後とも、十分に税収減を是認する効果を持ちうると言える。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>○特定地域都市浸水被害対策事業 内水被害の著しい地域において、浸水被害対策区域に指定された地区で、民間事業者が建築物に貯留施設等を建設する場合に国庫補助を行う。 (平成31年度予算概算要求額 3.7億円)</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>上記予算上の措置等は、民間事業者と下水道管理者が一体的に施設の整備を行うことで、大規模施設等のスケールメリット等がはたらき、迅速な効果の発現が可能な場合において、民間事業者へ補助を行うものである。しかし、上記のような施設は数が限られているため、地区内で浸水対策の効果を発現するには、スケールメリット等がはたらきにくい小規模な個別ビル等も含めた裾野の広い取組も併せて実施することが必要であり、そのために本税制による支援措置を講ずる。</p> <p>なお、補助金等をもって建築し、又は設置される構築物については、本税制の適用対象から除外されている。</p>

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>いわゆるゲリラ豪雨は、発生場所の予測が困難であり、かつ、短時間で、現在整備されている下水道の流下能力を大きく上回る大量の降雨をもたらす。そのため、下水道によるハード施設整備のみで対応することは困難であり、その被害軽減を図るためには民間による雨水貯留利用施設の設置を進め、官民が連携した浸水防止対策を進める必要がある。</p> <p>下水道法上の浸水被害対策区域内において、民間が設置する雨水貯留利用施設は、広く分散して存在し、当該地域における雨水の流出量を緩和・削減して治水安全度を向上させる効果があり、区域内の浸水被害の解消という政策目標を早期達成するために有効である。</p> <p>また、都市部では地下空間の利用が進み、公共が雨水貯留利用施設を自ら設置することは、技術面・コスト面で困難であるうえ、整備にも時間を要することになる。</p> <p>一方、民間が商業施設等を設置する際に、税制上の措置を受けて雨水貯留利用施設を設置する場合は、公共が直接整備する場合に比べ、大幅に公費負担が少ないにもかかわらず、浸水対策を効果的に実施することが可能となる。したがって、税によるインセンティブを付与することにより民間の雨水貯留利用施設の整備促進を図ることは、妥当な措置である。</p> <p>さらに、雨水の利用を推進することで、下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制にも寄与する。</p> <p>本制度については、制度創設後適用実績はないが、現在 1 件対象となる物件が建設中である。</p> <p>また、今回の豪雨被害を踏まえ、本制度の適用を積極的に考えている都市も増える見通しである。</p>												
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<table border="1" data-bbox="550 1041 1324 1198"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>0 件 (一件)</td> <td>0 万円 (-万円)</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>0 件 (一件)</td> <td>0 万円 (-万円)</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>0 件 (30 件)</td> <td>0 万円 (67 万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>本税制において対象となる区域は、平成 27 年度に改正された下水道法に規定する浸水被害対策区域であり、現在 2 地区で指定がされているところ。</p> <p>本制度については、制度創設後適用実績はないが、これは、区域の指定に時間を要するだけで無く、区域設定後、建物等の建設にも一定の時間を要し、竣工した施設がまだ存在しないことが要因である。</p> <p>一方で、本制度については、雨水貯留利用施設を整備することのインセンティブとなるため有効な手段と考えており、今回の豪雨被害を踏まえ、本制度の適用を積極的に考えている都市も増える見通しである。</p> <p>昨今の激甚化する豪雨災害も踏まえ、早期に浸水被害の解消が求められる浸水被害対策区域においては、効率的かつ効果的に浸水に対する安全度の向上を図るため、本税制による民間の雨水貯留利用施設の整備促進は必要不可欠である。</p> <p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p> <p>根拠条文：第 47 条の 2、第 68 条の 35 特定都市再生建築物等の割増償却 適用件数：平成 27 年度 5 件、平成 28 年度 4 件 適用総額：平成 27 年度 26,745 千円、平成 28 年度 57,304 千円</p> <p>※上記の適用件数及び適用総額については、対象区域が浸水被害対策区域に変更される H27 年度以前からの適用実績であり、H27 年度以降の新規の適用実績は 0 件</p>		適用件数	減収額	平成 27 年度	0 件 (一件)	0 万円 (-万円)	平成 28 年度	0 件 (一件)	0 万円 (-万円)	平成 29 年度	0 件 (30 件)	0 万円 (67 万円)
	適用件数	減収額													
平成 27 年度	0 件 (一件)	0 万円 (-万円)													
平成 28 年度	0 件 (一件)	0 万円 (-万円)													
平成 29 年度	0 件 (30 件)	0 万円 (67 万円)													

	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>民間事業者等による雨水貯留利用施設の設置に対して、本税制によりインセンティブを付与することで、雨水貯留利用施設の設置が一層推進され、雨水の流出量が緩和・削減される。本税制の効果がなくなること、床上浸水被害家屋の減少への寄与度が減少することになり、上記の目標達成がより困難となる。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>「過去 10 年に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数」 (H26 年度：約 6.5 万戸→H32 年度：約 4.4 万戸)</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>下水道法上の浸水被害対策区域に税制の対象区域が変更された平成 27 年度以降、適用実績が無いため効果は発現していない。 これは、区域の指定に時間を要するだけでなく、区域設定後、建物等の建設にも一定の時間を要し、竣工した施設がまだ存在しないことが要因である。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成 10 年度 税制創設 貯留利用施設 規模要件 貯水容量 100m³ 以上 平成 11 年度 2 年延長 平成 13 年度 2 年延長 規模要件 貯水容量 100m³ 以上→200m³ 以上 平成 14 年度 償却率 1.2 割増→1 割増 平成 15 年度 2 年延長 平成 16 年度 特定都市河川流域における貯留利用施設について、規模要件 貯水容量 200m³ 以上→100m³ 以上 平成 17 年度 2 年延長 貯留利用施設 規模要件 貯水容量 200m³ 以上→300m³ 以上 浸透施設 浸透性舗装規模要件 3,000m² 以上を追加 平成 19 年度 2 年延長 平成 21 年度 2 年延長 平成 23 年度 2 年延長 浸透性舗装規模要件 3,000m² 以上→5,000m² 以上 平成 25 年度 2 年延長 平成 27 年度 2 年延長 対象区域 人口 30 万人以上の都市→下水道法第 25 条の 2 に規定する浸水被害対策区域 対象施設 雨水貯留利用浸透施設→雨水貯留利用施設 平成 29 年度 2 年延長 対象施設から、構築物と併せて設置される機械及び装置を除外</p>